

令和8年 第3回宮代町教育委員会定例会会議録					
招集年月日	令和8年3月25日 午前10時00分			開催場所	役場204会議室
開閉の日時	令和8年3月25日 午前10時00分			教育長	島村 圭一
及び宣告者	令和8年3月25日 午前11時58分			教育長	島村 圭一
議長代理	—	仮議長	—	会議録調製員	小川 雅也
委員出席状況			議案説明等		
番号	氏名	出席の有無	教育推進課長	田中啓之	
教育長	島村 圭一	出席	学校管理幹（学校教育担当）	加藤裕一	
職務代理	瀧ヶ崎 隆司	出席	生涯学習室長	飯山保孝	
教育委員	山田 鋭生	欠席	副課長（教育総務担当）	小川雅也	
教育委員	大和田 由梨	出席			
教育委員	仁部 香織	出席			
議案件名					
概要報告					
概要報告					
事務局報告					
(1) 教育総務関係					
ア 令和8年3月宮代町議会定例会関係					
① 一般質問の概要について					
イ 令和8年度宮代町教育委員会行事予定について					
ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について					
(2) 学校教育関係					
ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について					
イ 4月の行事予定について					
ウ 4月の事業予定について					
エ 令和6年度中学校卒業生の進路状況について					
(3) 生涯学習関係					
4月の行事予定について					
審議案件					
議案第5号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱について					
議案第6号 令和8年度宮代町教育委員会表彰の承認について					
議案第7号 宮代町教育委員会事務局組織規則一部を改正する規則について					
議案第8号 宮代町教育委員会事務専決規程の一部改正する訓令について					
議案第9号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について					

開 会 午前 10 時 00 分		
1 開会の宣言		
島村教育長	令和 8 年第 3 回定例教育委員会をこれより開会いたします。 (委員の出席を確認)	
2 挨拶		
島村教育長	(挨拶)	
3 概要報告		
島村教育長 小川副課長 島村教育長	前回定例会以降の概要につきまして、事務局より報告します。 (資料により概要報告を行う。) 以上報告につきまして、御質問等ございますか。 (意見、質問なし) 次に、事務局報告に移ります。 (1) 教育総務関係 ア 令和 8 年 3 月宮代町議会定例会関係 ① 一般質問の概要について、事務局から説明いたします。	
4 事務局報告		
(1) 教育総務関係		
田中課長 島村教育長 瀧ヶ崎委員 田中課長 瀧ヶ崎委員 田中課長	ア 令和 8 年 3 月宮代町議会定例会関係 ① 一般質問の概要について (資料により説明を行う。) ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 中学校の適正配置についてですが、具体的に百間中学校の生徒が何人くらい増えると学校運営に支障が生じることが見込まれると考えておりますか。 1 学年 6 学級まではいけると考えております。3 5 人かける 6 学級で 2 1 0 人となり、まだ余裕はあります。ただし、全学年 6 学級並行になると厳しい状況もあるかと思われます。 希望状況からみると心配はありませんか。 百間中のピークが令和 1 1 年度と見ていますが、百間小から百間中を選択する児童がどれくらいいるか心配な点もあるので、令和 9 年度入学児童へアンケートを年度早々に実施し、希望者が多い場合には、抽選を実施する準備を進める可能性もあります。これから数年間はアンケートを実施して、状況を見極めていく必要があります。	
島村教育長 小川副課長	他に御質問等はございますか。 (意見、質問なし) 次に、イ 令和 8 年度宮代町教育委員会行事予定について、説明をお願いします。 イ 令和 8 年度宮代町教育委員会行事予定について	

	(資料により説明を行う。)
島村教育長	ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 御質問はございますか。 (意見、質問なし)
	次に、ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について、説明をお願いします。
小川副課長 加藤学校管理 幹	ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について (資料により各担当から説明を行う。)
島村教育長	ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。
瀧ヶ崎委員	児童生徒用のタブレットの予備機を15%ほど用意するとのことですが、現状どのくらいの故障率でしょうか。
小川副課長	10%未満となっています。予備機が15%あれば十分足りると考えておりません。
瀧ヶ崎委員	今まで1年生がWindows 端末を使っていたということで、クロームブックに移行することで学校での指導はどのように考えているのでしょうか。
加藤学校管理 幹	小学校1年生は基本的にカメラ等、簡単な機能を使う程度ですので、移行に大きな問題はないと考えております。
瀧ヶ崎委員	給食費は、現状はどのように集金しているのでしょうか。
小川副課長	学校の事務職員が、学用品費等と合わせて、給食費を徴収しています。
瀧ヶ崎委員	現金ですか。
小川副課長	口座引落となっています。一部、口座を持っていない方からは、現金で徴収していると聞いております。
瀧ヶ崎委員	教員の負担にはなっていないのでしょうか。
小川副課長	徴収は事務職員が行っております。滞納等がある場合に、保護者に声がけをしたりとかはあると思います。
島村教育長	ほかに御質問等はございますか。 (意見、質問なし)
	それでは、次の(2)学校教育関係に移ります。
(2) 学校教育関係	
加藤学校管理 幹	(2) 学校教育関係 ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について (資料により説明を行う。人事評価の資料は非公開) ※人事評価の報告については、個人情報を含むため非公開
島村教育長	次に、イ 4月の行事予定及びウ 4月の事業予定について、説明をお願いします。

<p>加藤学校管理 幹 島村教育長 瀧ヶ崎委員 加藤学校管理 幹 瀧ヶ崎委員 加藤学校管理 幹 島村教育長</p>	<p>イ 4月の行事予定について及びウ 4月の事業予定について (資料により説明を行う。)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 東小学校の新1年クラス発表は、2日間行うのでしょうか。 来られない方もいるので、2日間貼り出すとのことです。</p> <p>中学校の学力学習状況調査ですが、一斉ではなくて、別々に行うのですか。 国語と数学は一斉に行います。英語はタブレット使用の関係で、別々に行います。 なお、英語は3年に1度しかありませんので、今年は該当年となっています。 他に御質問等がございますか。 (意見、質問なし)</p> <p>次に、エ 令和7年度中学校卒業生進路状況について、説明をお願いします。</p>
<p>加藤学校管理 幹 島村教育長 瀧ヶ崎委員 加藤学校管理 幹 島村教育長 島村教育長</p>	<p>エ 令和7年度中学校卒業生進路状況について (資料により説明を行う。)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 私立高校の無償化の影響はありますでしょうか。 多少の影響はあるかと思いますが、それでも公立を希望する生徒は多いかと思 います。そこについては、今後数字を追っていきたいと思います。 私立の通信が少し増えていると思います。 他に御質問等がございますか。 (意見、質問なし)</p> <p>それでは、次の(3)生涯学習関係に移ります。</p>
<p>(3) 生涯学習関係</p>	
<p>飯山室長 島村教育長 瀧ヶ崎委員 飯山室長 島村教育長</p>	<p>(3) 生涯学習関係</p> <p>イ 4月の行事予定について (資料により説明を行う。)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 来年度のみやしろ大学の受講生は何人位でしょうか。 現在募集中ですが、例年ですと各回80人から100人程度の方が参加していま す。 他に御質問等がございますか。 (意見、質問なし)</p> <p>5 審議事項に移ります。 議案第5号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱について、説明をお願いします。</p>
<p>5 審議案件 議案第5号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱について</p>	

飯山室長	議案第5号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱について (資料に基づき説明を行う。)
島村教育長 瀧ヶ崎委員 飯山室長 島村教育長 瀧ヶ崎委員 飯山室長 瀧ヶ崎委員 島村教育長 飯山室長 島村教育長	ただいまの説明について御意見、御質問等がございますか。 5番は学識経験者の枠でしょうか。 規則では学識経験者と公募町民となっていますが、人数割合は定まっていません。従来通りですとこの枠組みという形となります。 慣例的に学識経験者が過半数となるようにしています。学識経験者もすべての分野をカバーしているわけではありませんので、事務局で現在の4名以外の分野の方をあたっているところです。 この委員会は何人以上いないと成立しないのですか。 規則には定められていません。 この4名でも始められることができるのですか。 できます。 委員の過半数の出席で成立することとなっています。 他にございますでしょうか。 (意見、質問なし) では、お諮りします。 議案第5号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) 承認されました。 次に、議案第6号 令和8年度宮代町教育委員会表彰の承認について、説明をお願いします。
議案第6号 令和8年度宮代町教育委員会表彰の承認について	
小川副課長 島村教育長	議案第6号 令和8年度宮代町教育委員会表彰の承認について (資料により説明を行う。) ※表彰の承認については、個人情報を含むため非公開 では、お諮りします。 議案第6号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 承認されました。 次に、議案第7号 宮代町教育委員会事務局組織規則一部を改正する規則について 説明をお願いします。
議案第7号 宮代町教育委員会事務局組織規則一部を改正する規則について	
小川副課長 島村教育長	議案第7号 宮代町教育委員会事務局組織規則一部を改正する規則について (資料により説明を行う。) ただいまの説明に対して、御質問、御意見をお受けいたします。

<p>瀧ヶ崎委員 田中課長</p>	<p>御質問等がございますか。 生涯学習の担当は、どのような位置づけになるのでしょうか。 生涯学習・スポーツ振興担当と郷土資料館を束ねて生涯学習室長がみていましたが、郷土資料館に管理職である主幹級の館長をおき、生涯学習担当とスポーツ振興担当を主幹級職員がみるという形となっています。</p>
<p>瀧ヶ崎委員 田中課長</p>	<p>生涯学習で行う業務は同じでしょうか。 同じです。郷土資料館に管理職を置くことになったので、生涯学習室長を置かないこととなったもので、仕事の中身は変わりません。</p>
<p>瀧ヶ崎委員 小川副課長 島村教育長</p>	<p>第5条の3項と6項で主幹、館長、主幹の順番の表記が異なりますが、同じではないでしょうか。 「主幹、館長及び所長」に統一いたします。 他にございますでしょうか。 (意見、質問なし) では、お諮りします。 議案第7号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) 承認されました。 次に、議案第8号 宮代町教育委員会事務専決規程の一部改正する訓令について説明をお願いします。</p>

議案第8号 宮代町教育委員会事務専決規程の一部改正する訓令について

<p>小川副課長 島村教育長</p>	<p>議案第8号 宮代町教育委員会事務専決規程の一部改正する訓令について (資料により説明を行う。) ただいまの説明に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 (意見、質問なし) では、お諮りします。 議案第8号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) 承認されました。 次に、議案第9号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について 説明をお願いします。</p>
-----------------------------	--

議案第9号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

<p>加藤学校管理 幹 島村教育長 瀧ヶ崎委員 加藤学校管理</p>	<p>議案第9号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について (資料により説明を行う。) ただいまの説明に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 今まで6歳まで認められていたものを小学校3年生まで延ばすということでしょうか。 そこが新たに付け加えられたものになります。</p>
---	--

<p>幹 瀧ヶ崎委員 加藤学校管理 幹 瀧ヶ崎委員 島村教育長</p> <p>瀧ヶ崎委員</p> <p>加藤学校管理 幹 瀧ヶ崎委員 島村教育長 瀧ヶ崎委員</p> <p>加藤学校管理 幹</p> <p>島村教育長</p>	<p>改正案の第10条は今まで認められていなかった部分になるのでしょうか。</p> <p>6歳までは部分休業という形で認められていまして、今回も無給の休暇ということになります。</p> <p>追加された部分がなくても、これまで実態上は問題なかったのでしょうか。</p> <p>6歳を超えたときに、個別に年次休暇を取得しなければならないなど不便を感じていたということで、それを休業と同じように朝1時間など帯でまとめて申請して取れるようになったものです。休業は人事に関わることで、休暇は服務に関わるものなので、服務に関わるところを帯で取れるようにしたものです。休業と休暇は制度上の違いとなります。趣旨としては、子育てをしている職員の子どもが小学校にあがったときに、3年生くらいまで、子どもが帰ってくるから早く帰るとか、通勤距離の関係で学童に迎えに行けないなどに対応できるようにするものです。</p> <p>新旧対照表には、具体的な子どもの年齢が書いていないと思いますが、第10条第9号にある条例第16条の2に規定する子が小学校3年生までにあたるのでしょうか。</p> <p>学校職員の勤務時間休暇等に関する条例に沿っており、そこに書かれているものとなります。</p> <p>その条例は県の条例ですか。</p> <p>審議中の県の条例です。</p> <p>この規程が通って、4月から利用する職員が出る場合は、学校の態勢を急遽変える必要が出てくるかもしれないですね。</p> <p>2月に各学校で利用の意向調査を行っていますが、その中では利用の希望はありませんでした。改めて通知した時に利用したいという可能性はありますので、学校と連携して対応していきたいと思います。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>県の条例が可決された場合は、この規程改定を施行したいと思います。</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>承認されました。</p> <p>次に、6その他に移ります。事務局から何かありますか。</p>
<p>6 その他</p>	
<p>加藤学校管理 幹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス・インフルエンザの感染状況について ・入学式の出席者について

7 次回の定例教育委員会の日程について

小川副課長

次回は、4月23日（木）午前10時から教育委員会表彰を行い、その後、定例教育委員会を予定しています。詳細は、決まりましたら通知いたします。

閉 会 午前11時58分